

2021年度
関西学院大学ロースクール
D日程

一般入試（法学既修者）

商 法 問 題

《10:00～12:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【商 法 問 題】

次の文章を読んで、〔設問 1〕および〔設問 2〕に答えなさい。

甲株式会社（以下「甲社」という。）は会社法上の公開会社ではない株式会社であり、取締役会および監査役を設置している。甲社の発行済普通株式の数は 1 万株であり、そのうちの 70% に相当する 7000 株を代表取締役である A が保有している。甲社では、代表取締役 A と取締役 B との間に経営方針をめぐる対立があり、B は多数の従業員からの支持を集めていた。これを不満に思っていた A は、様々な難癖をつけて B を甲社から排除することを狙っていたが、B が自主的に会社を退職しようとしないうえに、B を取締役から解任することを思い立った。なお、甲社の取締役の任期は 2 年であり、B は 2019 年 6 月末の定時株主総会において取締役に選任されており、取締役の報酬として月額 100 万円を支給されていた。

〔設問 1〕

会社法は、取締役を解任する方法としてどのような方法を設けているか。条文を指摘しつつ、その手続を説明しなさい。

〔設問 2〕

B には客観的に何らの落ち度がないにもかかわらず、B は、2020 年 6 月末の定時株主総会において、A の賛成により解任されることとなった。（以下「本件決議」という。）B の立場において考えられる主張（会社法上の主張に限る）とその主張の当否について論じなさい。なお、本件決議は適法になされているものとする。

2021 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【D 日程：商法】

《出題趣旨》

- ・ 本問は、取締役の解任に関する諸問題を問うものである。
- ・ 〔設問 1〕においては、会社法が定めている取締役解任の方法およびその手続を条文とともに説明することが求められる。
- ・ 〔設問 2〕においては、株主総会決議による取締役解任の場合において、当該解任に正当な理由がない場合に、当該解任された取締役による会社に対する損害賠償請求につき、主として論じることが求められる。

《出題趣旨》

(1) 〔設問 1〕について

- ・ 取締役を解任する方法として会社法が定めているのは、株主総会決議による解任（会社 339 条）と取締役解任の訴え（会社 854 条）の 2 つである。

① 株主総会決議による解任

取締役は、株主総会決議によっていつでも解任することができる。この場合の株主総会決議はいわゆる普通決議であるが、会社法 309 条 1 項に比べて定足数が加重されている（会社 341 条）。すなわち、通常の普通決議であれば、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し（定足数）、出席した株主の議決権の過半数の賛成で可決・成立する。ただし、定足数は定款で全面排除が可能である。これに対して、役員選任および解任決議については、決議要件こそ同じであるが、定足数につき、定款で全面的に排除することはできず、定款で定足数を総株主の議決権の 3 分の 1 まで引き下げることができるにすぎない。なお、定款で取締役の選任決議につき累積投票制度が採用されている場合において、累積投票によって選任された取締役を株主総会決議で解任する場合または監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役を株主総会で解任する場合には、当該株主総会決議は特別決議である（会社 309 条 2 項 7 号）。

② 取締役解任の訴え

取締役の職務の執行に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該取締役を解任する旨の議案が株主総会で否決された場合には、6 ヶ月前から継続して（非公開会社ではこの要件は不要）総株主の議決権または発行済株式数の 100 分の 3 以上を有

する株主は、当該株主総会決議の日から30日以内に、取締役解任の訴えを提起することができる（会社法854条1項）。この訴えは、会社と解任対象となる取締役の双方が被告となる（会社法855条1項）。なお、取締役選任権付種類株式（会社法108条1項9号）が発行されている場合には、種類株主総会の決議により取締役解任議案が否決されたことも必要となる。

（２）〔設問２〕について

- ・ 株主総会決議によりBが甲社取締役から解任された場合、Bは、甲社に対して、解任によって生じた損害を賠償するよう請求することが考えられる（会社法339条2項）。
- ・ 会社法339条2項に基づく損害賠償請求が認められるためには、取締役の解任に正当な理由のないことが必要となる。
- ・ 損害賠償請求における損害額は、当該解任された取締役が任期満了まで取締役の地位にいたならば受領したであろう取締役の報酬相当額である。
- ・ 本件では、Bは何らの落ち度がないにもかかわらず、Aの賛成により、株主総会決議に基づき解任されている。したがって、Bの取締役解任には正当な理由はないといえる。Bは、2019年6月末の定時株主総会において選任されており、また甲社の取締役の任期は2年であることから、2020年6月末の定時株主総会で解任されたBの残存任期は1年である。よって、Bは会社法339条2項に基づき、残存任期である1年分の報酬相当額である1200万円の損害を賠償するよう甲社に対して請求することができる。
- ・ なお、Bの取締役解任決議は適法になされているとの記載が問題文にある以上、株主総会決議の瑕疵を理由とする株主総会決議取消しの訴え等は問題とならない。

《講評》

- ・ 本問は、取締役の解任について問うものであるが、全体としてそれほどよい出来ではないという印象である。
- ・ 〔設問１〕は、会社法における取締役解任の手段を問うものであるが、株主総会決議による解任（会社法339条1項）について言及されている答えは複数存在したもの、取締役解任の訴え（会社法854条）について検討されている答えは皆無であった。また、問題文では、条文を指摘して解答することを求めているが、会社法339条1項については指摘できているものの、その手続に関する会社法341条が指摘できていない答案も見られた。
- ・ 〔設問１〕では、取締役解任の手続についても問われており、株主総会決議による解任の場合には、当該株主総会決議の要件が条文とともに示される必要がある

が、会社法341条という条文を見つけることができなかつたせいかもしれないが、株主総会の普通決議で解任できるという点のみが記述されている答案が多かつた。会社法341条は、決議要件は普通決議であるものの、定足数要件が加重されており、この点が指摘できている答案は皆無であつた。

- ・〔設問2〕は、正当な理由なく解任された取締役の救済手段を問うものであるが、問題文では、Bを解任する株主総会決議は適法に成立したことを前提としているため、株主総会決議の効力を争う訴えは解答から除外されることになる。しかしながら、株主総会決議取消の訴えについて（取消事由としては、特別利害関係人の議決権行使による著しく不当な決議の成立を問題にしたり、あるいは説明義務違反による決議方法の法令違反を掲げる答案が散見された）検討する答案が多く見られた。このような解答が、問題文をしっかりと理解できていないことからくるのか、それとも他に書くことが見つからなかつたからという理由によるものなのかは不明であるが、いずれにせよ、問いに答えるという基本的な姿勢にはなっていない。注意が必要である。
- ・また、〔設問2〕では、会社法339条2項の損害賠償を検討することが必要となるところ、損害賠償額として、「正当な理由なく解任された取締役が任期満了までその地位に就いていたならば得られたはずの会社から支給される対価」という規範を提示した上で、具体的な当てはめにおいて、本件における損害賠償額を示す必要がある。しかしながら、これができていた答案は皆無であつた。
- ・会社法339条2項をめぐる判例は、近時多く出されており、司法試験においても出題される可能性のある論点であると思われる（過去に一度出題されたことがある）。これを機会にしっかりと復習しておいてほしい。

以上